

保 險 料 計 算 書

年度

(金融機関名)

科 目	金 額		
	決済用預金 (特定預金)	一般預金等 (その他預金等)	合 計
I 預 金 等			千円
1 預金			
2 定期積金	—		
3 掛金	—		
4 指定金銭信託合同運用口及び貸付信託	—		
5 金融債	—		
II 除かれる預金等			千円
1 外貨預金	—		
2 譲渡性預金	—		
3 特別国際金融取引勘定において経理された預金	—		
4 日本銀行又は金融機関からの預金等			
5 金融債（募集債又は債券が交付されたもの）	—		
6 預金保険機構からの預金等			
7 無記名預金等			
8 振替貸付信託受益権	—		
III 特定決済債務		—	千円
IV 基準預金等（I - II + III）			千円
V 保険料	(決済用預金に係る 保険料率 %)	(一般預金等に係る 保険料率 %)	円
$\left[\text{IV} \times \frac{\text{営業（事業）年度の月数}}{12} \times \text{保険料率} \right]$			
保険料納付額			円
第1回納付額			
第2回納付額			

(備考)

- Iの1から5は、法第2条第2項第1号から第5号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。また、平成15年4月1日に開始する営業年度において、決済用預金は令附則第2条の3に掲げるものに該当するものとする。
- IIの1は法第51条第1項に規定するものに該当するものとする。IIの2及び3は令第3条第1号及び第2号に、IIの4は同条第3号及び第4号に、IIの5から8までは同条第5号から第8号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。ただし、IIの1又は4に該当する預金で特別国際金融取引勘定において経理された預金については、IIの3に計上し、IIの1又は4には計上しないこととする。また、IIの4（特別国際金融取引勘定において経理された預金を除く。）に該当する預金で外貨預金の性質を有するものは、IIの1に計上し、IIの4には計上しないこととする。なお、確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等については、IIの4には含まれない。
- IからIIIまでの金額に単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てのうえ記載する。なお、その場合であってもIからIIを差し引いたうえIIIを足した計数がIVに合致するよう調整して記載することとする。
- IIIの特定決済債務の額については、特定決済債務に係る保険料の額が決済用預金に係る保険料の額を定める法第51条の2第1項の規定を読み替えて適用することにより算出されることから、決済用預金の欄に記載することとする（ただし、平成15年4月1日に開始する営業年度においては、ゼロを記載する。）。
- Vの決済用預金に係る保険料率及び一般預金等に係る保険料率は、法第51条の2第1項に規定する率及び法第51条第1項に規定する保険料率にそれぞれ該当するものとする。
- 保険料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てのうえ記載する。
- 保険料について、全額一括納付を希望する場合は第1回納付額欄に保険料の全額を記載し、第2回納付額欄にゼロを記載する。また、分割納付を希望する場合は第1回納付額及び第2回納付額欄にそれぞれ保険料を2分の1した額を記載する。

担当部課名 _____ (電話番号) _____

担当者名 _____ (FAX番号) _____